

令和4年2月 坂井市農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月25日(金) 午後2時30分

2. 開催場所 東十郷コミュニティセンター 2階視聴覚室

3. 出席委員 18名(番号は議席番号)

1番 大川 勝利	2番 末廣 秀夫	3番 清兼 義靖
4番 田中 勇樹	5番 南出 直美	6番 林 亮介
7番 牧野 典代	8番 伊藤 美津雄	9番 (欠 席)
10番 大嶋 裕一	11番 中垣内 勇夫	12番 木村 強
13番 田中 正信	14番 本田 雄揮	15番 坪川 敏光
16番 寺嶋 太寿男	17番 大嶋 謙一	18番 三寺 總左エ門
19番 森 勝義(会長)		

4. 欠席委員 1名

9番 坪田 信次

5. 出席者

(農業委員会事務局)

局長 池本 成輝

次長 小林 一裕

書記 安久 佐由美

(農業振興課)

主事 小林 勇成

6. 提出議案

議案第64号 農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について

議案第65号 農地法第4条の規定による許可申請の意見審議について

議案第66号 農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について

議案第67号 非農地証明について

議案第68号 農用地利用集積計画の決定について

議案第69号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見審議について

報告第9号 農地法第4条の届出の報告について

報告第10号 地目変更(畑地転換)の報告について

報告第11号 事業計画届出の報告について

7. 議事録署名人

15番 坪川敏光委員

16番 寺嶋太寿男委員

事務局長	<p>令和4年2月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。</p> <p>只今の出席委員数は18名です。よって、本会議は委員の過半数にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様がご発言される場合は委員番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、森会長がご挨拶申し上げます。</p>
森会長	<会長挨拶>
事務局長	<p>それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、森会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>はじめに議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に15番 坪川委員、16番 寺嶋委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第64号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><説明> それでは、議案第64号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」ご説明させていただきます。今月は2件です。</p> <p>整理番号36番。譲渡人は鯖江市 ○○さん。譲受人は三国町西野中 ○○さん。申請地は三国町滝谷一丁目、畑、計112㎡です。許可後の経営面積268aです。</p> <p>続いて整理番号37番。譲渡人は丸岡町長畝 ○○さん、譲受人は丸岡町長畝 ○○さん。申請地は丸岡町長畝 田、計797㎡です。許可後の経営面積は344aです。</p> <p>以上、ご審議の程をお願いいたします。</p>
議長	<p>この議案につきまして、ご意見を伺います。</p> <p>ご意見、ございませんか。</p> <p>無ければ、お諮りいたします。</p> <p>議案第64号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」は許可することに決定してよろしいですか。</p>
各委員	<各委員>異議なしの声
議長	<p>異議がないと認めます。議案第64号は許可することに決定しました。</p> <p>次に議案第65号「農地法第4条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局説明を求めます。</p>
事務局	<p><説明> では、議案第65号「農地法第4条の規定による許可申請の意見審議について」説明いたします。</p> <p>整理番号88番、申請者は丸岡町長畝 ○○さん。申請地は丸岡町長畝5、計657㎡で診療所及び駐車場のため転用するものです。建築面積は90.42㎡です。</p> <p>以上ご審議願います。</p>
議長	それでは現地確認の報告を7番牧野委員お願いします。
牧野委員	<p>7番牧野です。</p> <p>整理番号88番、場所は丸岡町長畝地係にある申請者所有の畑1筆、田1筆、合計2筆の658㎡を診療所と駐車場建設のため転用を行うものです。本</p>

	<p>申請は5条申請の田1筆も含め同時に提出するものでございます。</p> <p>申請地は霞の郷温泉より北へ約630mに位置する農地であり、東側は県道、西側、北側、南側は区道です。雨水排水については、東側の排水に流入させ、隣接農地との境界にはL型擁壁を設置することです。</p> <p>地元区ならびに土地改良区との調整も整っており、やむを得ないものであると考えます。</p>
議 長	<p>続いて地元委員のご意見を伺います。14番 本田委員、お願いします。</p>
本田委員	<p>14番 本田です。当案件は現地確認に行かれた牧野委員の説明のとおり、何ら問題ないと思われまますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>それではお諮りします。本議案に対するご意見を伺います。ご意見ございませんか。</p>
田中委員	<p>13番田中です。北側の角は、なにになっているのでしょうか。</p>
事務局	<p>消防用の防火水槽です。</p>
田中委員	<p>13番田中です。ということは平らになって駐車場に入りやすいということでしょうか。</p>
事務局	<p>北側の田は若干低いですが、西側南側を使って主に入る予定で、北側の防火水槽の脇からも入る予定と聞いています。</p>
田中委員	<p>なんら水はけに問題ないということですね。</p>
事務局	<p>西側の田も先の3条議案で〇〇さん所有に移るので問題ないと思われまます。</p>
田中委員	<p>了解しました。</p>
議 長	<p>議案第65号は許可相当と認め、意見決定してよろしいですか。</p> <p><各委員>異議なしの声</p> <p>異議がないと認めます。</p> <p>議案第65号「農地法第4条の規定による許可申請の意見審議について」は許可相当と認め、意見決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議案第66号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><説 明> それでは、議案第66号「農地法第5条の規定による許可申請の意見審議についてについて」ご説明させていただきます。今月は8件でございます。</p> <p>整理番号89番、所有権移転の案件です。譲渡人は、丸岡町新聞 〇〇ほか1名。譲受人は丸岡町猪爪二丁目 (株) オーカワパンさん。申請地は丸岡町新聞 計6,838㎡です。食品工場を移転するための転用で、建築面積は2,900㎡です。</p> <p>整理番号90番、所有権移転の案件です。譲渡人は丸岡町八ヶ郷 〇〇さん。譲受人は丸岡町八ヶ郷 (有) エイエムさん。申請地は丸岡町八ヶ郷、計1,255㎡です。太陽光発電設備の設置を行うもので整備面積は1,255㎡です。用途地域内第3種農地となっています。</p> <p>整理番号91番、貸人は坂井町下兵庫 〇〇さん。借人は坂井町下兵庫 三ツ星(株)さん。申請地は、坂井町下兵庫215字21、7,668㎡のうち819㎡です。格納庫及び選果場を整備するため賃貸借権設定するもので、</p>

建築面積は 229 m²です。

整理番号 92 番、使用貸借権の設定を行うもので、貸人は丸岡町赤坂 ○○さんほか 4 名、借人は丸岡町猪爪 八ヶ郷生産組合さん。申請地は丸岡町八ヶ郷、2,323 m²のうち 1,498 m²で、現在ある育苗ハウス内底地を一面コンクリ舗装にするため、転用許可が必要となります。

整理番号 93 番、賃貸借権の設定を行うもので、貸人は丸岡町楽間 ○○さんほか 1 名、借人は福井市中藤新保 九頭竜砂利工業 (株) さんです。申請地は丸岡町楽間、田 12,493 m²のうち 10,195 m²です。砂利採取及び仮設道路として利用するために 1 年間の一時転用を行うものです。

整理番号 94 番、賃貸借権の設定を行うもので、貸人は丸岡町北横地 ○○さん、借人は東京都千代田区 日本郵便 (株) さん。申請地は丸岡町北横地、畑 356 m²です。既存の丸岡横地郵便局老朽化と駐車場不足のため、建築面積 118.79 m²で建替えし駐車場も確保するというものです。

整理番号 95 番、前号関連案件で、貸人は丸岡町北横地 ○○さんほか 1 名、借人は東京都千代田区 日本郵便 (株) さんです。申請地は丸岡町北横地、計 214 m²です。郵便局建設にあたり資材置き場、工所用進入路として 1 年間の一時転用をするものです。

整理番号 96 番、譲渡人は丸岡町長畝 ○○さん 譲受人は丸岡町長畝 ○○さん。申請地は丸岡町長畝、田 758 m²です。診療所及び駐車場を目的として所有権移転するもので整備面積は 90.42 m²です。

以上ご審議をお願いします。

議 長

それでは、現地確認の報告をお願いします。

南出委員

整理番号 89、93 番を 5 番 南出委員説明願います。

5 番、南出です。整理番号 89 番、場所は丸岡町新聞地係田 4 筆 6,838 m²に申請者の食品工場建築を行うものです。

現在、既存の工場が手狭となり今回の申請地へ本社機能ごと移し、既存の工場も使いながら事業を行うとのことでした。既存工場は、申請地より北側約 370m のところにあります。

申請地は丸岡中学校より南東へ約 580m にある農地であり、北側と西側は市道、東側は農道、南側は田です。雨水については、敷地内の配管へ集め、西側の既存の排水路へ排水する予定です。隣接する農地との境界には L 型擁壁を設け隣接農地へ流れないようにするそうです。開発行為の案件となっており関係機関ならびに地元との調整も整っていることから、やむを得ないものであると考えます。

整理番号 93 番、場所は丸岡町楽間地係にある田 5 筆 10,195 m²を砂利採取のため 1 年間の一時転用を行うものです。申請地は福井大学医学部の北東 950m にある農地であり、西側は鳴鹿小学校、東側・北側は市道、南側は排水路です。

ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

伊藤委員

整理番号 90、92 番を 8 番伊藤委員お願いします。

8 番 伊藤です。

整理番号 90 番は、太陽光発電設備の案件で、まわりの道路の高さにあわせて土盛をしており窪地のような農地です。南側には排水路があり、駐車場にも排水路を設けるとのことで、問題ないと思われます。申請の農地は周りより低いので、確認するとそのまま整地するとのことでした。

整理番号 92 番、育苗ハウスにコンクリートを敷く案件で、高速道路沿いに 2 カ所にわかれ、すでにある育苗ハウスで、東側は 5 棟、南側は 2 棟。当面は 2 棟の底地をコンクリート敷にし、順次実施するとのことでした。

議 長 田中委員	<p>接農地は特になく、問題ないと思われます。以上よろしくお願ひします。</p> <p>続いて整理番号 91、94、95 番を 4 番 田中勇樹委員お願ひします。</p> <p>4 番 田中です。整理番号 91 番は格納庫及び選果場の案件です。一体は三ツ星の現在使われているハウス隣接地にあたります。排水雨水は現在予定されている建設地の東側道路わたった側溝に流すということです。特に営農に支障ないと思われます。</p> <p>整理番号 94 番、95 番は、郵便局事務所移転の案件です。もともとあった畑を利用して後ろに事務所移転するとの説明でした。近隣の排水も十分対応し、以前からの建設してある場所なので問題ないと思われます。95 番は終了したら畑に戻すとのことです。北側にある側溝に流すとのことです。</p>
議 長 牧野委員	<p>以上ご審議お願ひします。</p> <p>続いて整理番号 96 番を 7 番 牧野委員お願ひします。</p> <p>7 番 牧野です。先の 4 条申請と内容が同じとなります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議 長 大川委員	<p>続きまして、地元委員のご意見を伺います。</p> <p>整理番号 89 番、93 番を 1 番大川委員ですが、お願ひします。</p> <p>1 番、大川です。整理番号 89 番は、営農関係及び雨水関係でもなんら問題ないと思われます。整理番号 93 番は砂利採取の件で、南出委員説明のとおりで問題ないと思われます。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長 末廣委員	<p>整理番号 90、92 番を 2 番 末廣委員お願ひします。</p> <p>2 番 末廣です。整理番号 90 番は、太陽光設備を設置した後の雑草対策をしっかりとしてほしいこと、92 番は、プール育苗の案件で問題ないと思われます。</p>
議 長 坪川委員	<p>整理番号 91 番を 15 番坪川委員お願ひします。</p> <p>15 番 坪川です。整理番号 91 番は現地確認の委員が行った報告のとおり問題ないと思われます。9 月の議案にも農作業休憩所として許可がでており、申請企業に地元理解もあり、問題ないと思われます。</p>
議 長 中垣内委員	<p>整理番号 94、95 番を 11 番 中垣内委員お願ひします。</p> <p>11 番 中垣内です。横地の郵便局の案件で、周辺は宅地。周りの農地の影響は全くないと思ひます。既設郵便局の営業しながら、新事務所建設を進める予定ですが、進入路等確保できないときは、工程変更も考えられると聞いております。ご審議お願ひします。</p>
議 長 本田委員	<p>整理番号 96 番を 14 番 本田委員お願ひします。</p> <p>14 番本田です。整理番号 96 番は、先の案件と同じで問題ないと思われます。ご審議お願ひします。</p>
議 長 委 員	<p>それでは、この案件につきまして、皆様のご意見を伺います。</p> <p>ご意見ございませんか。</p> <p><各委員> 異議なしの声</p>
議 長	<p>異議がないと認めます。</p> <p>議案第 66 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」は、許可相当と認め意見決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 67 号「非農地証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p><説明>議案第67号「非農地証明について」説明します。</p> <p>3件ありまして、いずれも30年以上前より森林化している案件です。場所は竹田川の南側になっており、先月非農地判断しているがそこで漏れているため上がってきた案件です。幹回り40から50cm程度の杉の木が乱立している状況で農地の様相ではありませんでした。</p> <p>整理番号8番、出願人は丸岡町山久保 ○○さん、証明を受けようとする土地は丸岡町山久保、59㎡です。</p> <p>整理番号9番、出願人は丸岡町山久保 ○○さん、証明を受けようとする土地は丸岡町山久保、33㎡です。</p> <p>整理番号10番、出願人は丸岡町女形谷 ○○さん、証明を受けようとする土地は丸岡町女形谷、計424㎡です。</p> <p>以上ご審議願います。</p>
議長	<p>それでは、現地確認の報告をお願いします。</p>
牧野委員	<p>整理番号8、9番を7番 牧野委員お願いします。</p>
議長	<p>7番 牧野です。周辺も山林化しており、非農地と認めてやむを得ないと思われま。</p>
伊藤委員	<p>整理番号10番を8番 伊藤委員お願いします。</p>
伊藤委員	<p>8番 伊藤です。当日途中までいったがいけなかったが、位置的には高速道路の東、女形谷のため池をはさんで両方。女形谷パーキングも近い。</p>
議長	<p>続いて地元委員の意見を伺います。</p>
末廣委員	<p>整理番号8、9、10番を2番末廣委員お願いします。</p>
議長	<p>2番 末廣です。森林で間違いありません。</p>
議長	<p>それではご意見を伺います。ご意見ございませんか。議案第67号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>
議長	<p><各委員> 異議なしの声</p>
議長	<p>ご異議がないと認めます。</p>
議長	<p>議案第67号「非農地証明願について」は、原案のとおり承認いたしました。</p>
議長	<p>続いて議案第68号「農用地利用集積計画の決定について」と議案第69号「農用地利用再配分計画の決定について」は関連がありますので一括議題とします。農業振興課の説明を求めます。</p>
農業振興課	<p><説明>利用権設定を受ける者、いわゆる借り手側は12名、また利用権設定をする者、いわゆる貸し手側は133名となっております。次に、その利用権設定面積は、賃借権の設定で、田、新規310筆、507,684㎡、田の更新6筆、6,516㎡です。畑は新規3筆1,985㎡、更新7筆16,230㎡です。田新規更新合わせて326筆532,415㎡です。</p>
議長	<p>使用貸借権は102筆、田の面積41,337.82㎡です。</p>
議長	<p>それでは、ご意見を伺います。ご意見ございませんか。議案第68号、第69号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>
議長	<p><各委員> 異議なしの声</p>
議長	<p>異議がないと認めます。</p>

議案第 68 号「農用地利用集積計画の決定について」と議案第 69 号「農用地利用再配分計画の決定について」は、原案のとおり承認いたしました。

議 長
事務局

続いて報告第 9 号農地法第 4 条届出の報告について説明を求めます。

< 説 明 >届出地は三国町崎、畑、122 m²。三重県伊勢市 ○○さんが農作業小屋を建築するものです。○○さんの母親が農作業をしております、使用するとの報告です。

議 長
事務局

報告第 10 号地目変更届出（畑地転換）の報告について説明を求めます。

< 説 明 >届出地は丸岡町山久保で、水田としてなかなか水確保できず畑にするとの報告です。

議長
事務局

報告第 11 号「事業計画届出の報告について」説明を求めます。

< 説 明 >北陸電力送配電（株）が電線張替え工事用地として使用するものです。ゴルフ場から板倉にかけて半年かけて張替えすることです。